（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第七条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（附則第二条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する新資金決済法第十一条の二第一項の規定による届出をした日（以下この条において「届出日」という。）より前の取引の際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項（第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項（同条第一項第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている同法第二条第三項に規定する顧客等との間で行う届出日以後の取引（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）であって政令で定めるものについては、同法第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（無尽業法の一部改正）

第八条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二項中「及び第三十五条の二の三第一項」を削る。

第三十五条の二の三第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、「、銀行業務に係るものにあっては無尽業務について」を削り、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務等関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」の下に「」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「「銀行」を「「銀行業関係業者」」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第九条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の四第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十二条の五の八第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第九十二条の五の九第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(2)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「」を「(3)又は⑽に」と、同号ニ⑽中「」に、「」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(3)に、「(9)まで」とあるのは「前号ニ(2)又は(9)を「⑽まで」とあるのは「前号ニ(3)又は⑽に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第九十二条の八第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を「水産業協同組合法第百十八条第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第三号」を「」と、同項第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」に、「「銀行」を「「銀行業関係業者」」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百一条第一項第四号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第百十六条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第百十七条第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(3)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「」を「(4)又は⑽に」と、同号ニ⑽中「」に、「」とあるのは「水産業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(3)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(4)」に、「(9)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(9)を「⑽まで」とあるのは「前号ニ(4)又は⑽」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第百二十条第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を「水産業協同組合法第百十八条第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第三号」を「」と、同項第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」に、「「銀行」を「「銀行業関係業者」」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百一条第一項第四号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十一条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第百十六条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第百十七条第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(3)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「」を「(4)又は⑽に」と、同号ニ⑽中「」に、「」とあるのは「水産業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)」に、「(9)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(9)を「⑽まで」とあるのは「前号ニ(4)又は⑽」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第百二十条第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を「水産業協同組合法第百十八条第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第三号」を「」と、同項第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」に、「「銀行」を「「銀行業関係業者」」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十一条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号に」を「第二十六号に」に、「紛争解決等業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」と、「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務」を「これらの規定（同法第五十二条の七十三第三項第二号の規定を除く。）中「紛争解決等業務」に、「第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」を「第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」に、「同条第二項第一号中「前条第一項第三号」を「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」に、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「銀行」を「「銀行業関係業者」」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。